

## 田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月12日（金）午前8時58分から午前9時17分
- 2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

### 農業委員（10名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

### 農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（0名）

## 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

## 7 会議の概要

事務局 ただいまより、1月の定例総会を開催いたします。  
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。5番の鈴木穰委員と6番の福原義明委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第1号につきましては、6番福原義明委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

（6番福原義明委員 退席9：01）

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が7件です。

3ページの所有権移転の整理番号1番については、田舎館の集会施設の北東約480mに位置する農地です。

こちらは、譲渡人である父親から譲受人である娘へ生前贈与を行うものです。

なお、当該農地では、以前から譲受人がリンゴの作付けを行っていたものです。

次の整理番号2番につきましては、新町集落広場の南西約50mに位置する農地です。

当該農地は譲受人の自宅に隣接しており、以前から譲受人がネギなどの自家野菜を作付けしていたものです。

今回、双方協議の上、売買することとなったものです。

次の整理番号3番から4ページの整理番号5番までは、関連した案件になりますので、合わせてご説明いたします。

場所は、垂柳公民館の西約490mに位置する一団の農地です。

以前からお互いの話し合いにより、交換して耕作していたものですが、今回、正式な手続きを経て所有権移転することとなったものです。

なお、整理番号5番は、譲渡人が農業従事者ではなく、農地を手放したい意向であったため、交換ではなく贈与となっております。

次に、整理番号6番につきましては、垂柳公民館の南西約260mに位置する農地です。

譲渡人の経営規模縮小の意向により、隣接地の耕作者である譲受人に申し出て売買することとなったものです。トマトなどの自家野菜を作付けする予定です。

5ページをお開きください。

整理番号7番につきましては、役場の南西約340mに位置する農地です。

規模拡大を希望する譲受人が所有者に申し出て、所有権移転することとなったものです。

なお、譲渡人の意向により、贈与となっております。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。  
議案第1号に対して、意見、質問等ありませんか。

推進委員（小山 清孝）  
整理番号2番の案件ですが、売買金額に間違いはないですか。

事務局（鈴木）  
総額15万円で間違いございません。

会 長 その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第1号は原案のとおり決定することとします。

（6番福原義明委員 着席9：06）

次に議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が8件、賃貸借権設定が7件です。

7ページの所有権移転の整理番号1番につきましては、東光寺会館の北東約300mに点在する3筆5,454㎡と同じく北西約400mに位置する1筆3,002㎡の合計8,456㎡です。

譲渡人の経営規模縮小により、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

次に、整理番号2番につきましては、川部和泉交流センターの南東約420mに位置する一団の農地です。

これまでも譲受人が賃借して、りんごを作付けしていたものですが、双方協議の上、売買することとなったものです。

次に、整理番号3番につきましては、大曲会館の北約420mに位置する農地です。

隣接地を耕作する譲受人からの申し出により売買することとなったものです。

8ページをお開きください。

整理番号4番につきましては、大曲会館の北北西約550mに位置する農地です。

譲渡人は相続により農地を取得しましたが、自身は農業従事者ではなく、農地を手放したい意向であったため、事務局のあっせんにより売買することとなったものです。

次に、整理番号5番につきましては、大曲会館の北西約190mに位置する農地です。

譲渡人及び売買に至った経緯は、整理番号4番と同様となっております。

次に、整理番号6番につきましては、川部和泉交流センターから南東に約230mに位置する農地です。

譲渡人が高齢により農地を手放したい意向であったため、近くの耕作者で経営規模拡大を希望している譲受人に所有権移転することとなったものです。

なお、譲受人は認定新規就農者として認定を受けております。

9ページをお開きください。

整理番号7番につきましては、大袋の農村婦人の家の北北西約640mに位置する農地97㎡と、同じく北北東約880mに位置する2筆3,264㎡の合計3,361㎡です。

譲渡人の離農に伴い、隣接地を耕作する譲受人に申し出て売買することとなったものです。

次に、整理番号8番につきましては、東光寺会館の南南西約300mに位置する農地です。

これまでも譲受人が中間管理事業により貸借していたものですが、貸借期間満了に伴い、譲渡人からの申し出により売買することとなったものです。

10ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号1番は、平川温泉の南約230mに位置する農地です。

賃貸人が高齢により経営規模縮小をするため、賃借人に申し出て貸借することとなったものです。

次に、整理番号2番につきましては、川部和泉交流センターの南東約670mに位置する農地です。

前の賃借人が、高齢のため貸借契約を解約することとなったため、隣接地の耕作者である賃借人と協議して、貸借することとなったものです。

貸借期間は1年で、その後買い取ることで所有者と協議済みとなっております。

11ページをお開きください。

整理番号3番につきましては、役場の南西約300mに位置する農地です。経営規模拡大を希望する賃借人からの申し出により貸借することとなったものです。

貸借期間は1年で、その後買い取る予定となっております。

12ページをお開きください。農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号4番は、二津屋地区のコンビニエンスストアから東北東に約280mに位置する一団の農地です。

期間満了に伴う再設定です。

整理番号5番につきましては、中学校の北西約660mに位置する農地です。

賃貸人の労力不足のため貸し付けるものです。

整理番号6番につきましては、中学校の東300m付近に点在する3筆3,400㎡と、同じく南東約550mに位置する1筆1,004㎡の合計4,404㎡です。

賃貸人の労力不足のため貸し付けるものです。

整理番号7番につきましては、中学校の東南東約500mに位置する2筆1,852㎡です。

賃貸人の労力不足のため貸し付けるものです。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。  
議案第2号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第2号は原案のとおり決定することとします。  
次に報告事項に入ります。  
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第1号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

15ページをお開きください。

整理番号1番と2番につきましては、解約後、議案第2号のとおり貸借及び所有権移転されることとなっております。

16ページをお開きください。

整理番号3番は、今後新たな受け手と貸借する予定です。

17ページをお開きください。

整理番号4番は、解約後に自ら耕作する予定です。

整理番号5番は、今後新たな受け手との貸借が予定されております。

以上で説明を終わります。

会長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 ないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第2号は、農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものです。19ページをお開きください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、1件受理しております。内容につきましては、市街化区域内の農地について、自家用の駐車場とするため、転用及び所有権移転するものです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

会長 ただいまの報告第2号について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 ないようですので、報告第2号を終わります。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。

ありがとうございました。